

労働組合に加入して、 より良い働き方と生活を実現しよう

民放労連とは？

民放労連は、全国の放送局や放送関連プロダクションなど128組合・約8000名が加盟している労働組合です。

民放労連では放送局で働くすべての人の賃金や労働条件の改善を最大のテーマとして取り組んでいます。

経験豊かな相談員が常駐して、いろいろな相談に応えられるようにしています。お気軽にご相談ください。

日本民間放送労働組合連合会

〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町6-5 木原ビル

<http://www.minpororen.jp/>

★民放労連 地方連合会

北海道地方連合会	hbcunion@gmail.com
東北地方連合会	tohokutiren@yahoo.co.jp
関東地方連合会	kanto@union.email.ne.jp
北陸信越地方連合会	chiren@minpo-hokushinetu.com
東海地方連合会	pallas@f4.dion.ne.jp
近畿地方連合会	minpororen-kinki@pop07.odn.ne.jp
中国・四国地方連合会	chu4koku@minpororen.jp
九州地方連合会	minpoq@yahoo.co.jp
沖縄地方連合会	rbcunion@ybb.ne.jp

私たち民放労連は、放送現場で働く「あなた」の力を必要としています。



放送で働く人の多くが雇用の不安や
パワハラ・セクハラ、賃金ダウン、
残業代の不払いなどの労働条件の悪化に
悩まされています。
ひとりで悩まず、ご相談ください！



2019年4月1日から「働くときのルール」が変わります！（中小企業は2020年4月1日～）

- 時間外労働の上限規制
- 年次有給休暇の取得義務

違反した場合、使用者が罰せられます

さらに、2020年4月1日から（中小企業は2021年4月1日～）

- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差禁止

★法律について、詳しい内容や対応など不明な点があれば、ぜひ労働組合に相談してください。

民放労連 労働相談ホットライン
(月～金 10:00～18:00)

☎ 0120-117-995
E-mail: info@minpororen.jp

有期雇用（派遣契約、嘱託・契約社員）で働くみなさん 無期転換の権利をご存知ですか？

※平成25年（2013年）4月1日以降に
開始した有期労働契約が対象です。

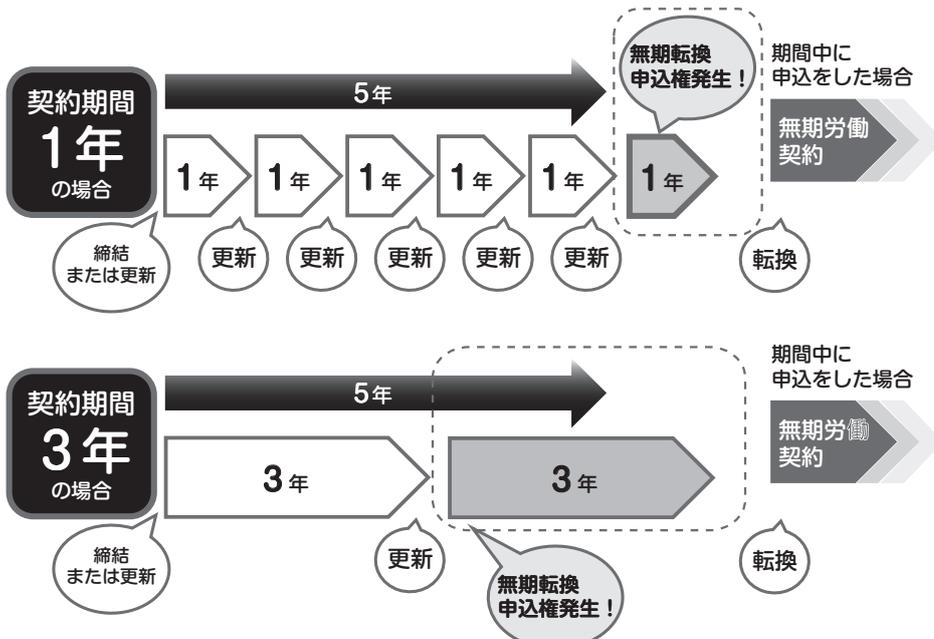
労働契約法

2013年4月に労働契約法が改正され、有期契約が反復更新され、通算5年を超えた場合、会社は労働者からの申し込みにより「期限の定めのない無期雇用」とするルールが導入されました。

2018年4月から無期雇用転換の申込権利が発生しています。（無期転換されるのは2019年4月以降）

※希望者が「自分で」無期転換申込をしなければ転換されません。通算契約期間をもう一度確認してみてください。

法律について詳しい内容や対応など、不明な点があれば、ぜひ労働組合に相談してください。



※無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。
[厚生労働省パンフレットより]

こんなハラスメント、身近にありませんか？ ひとりで悩まず、ご相談下さい！

！ これはパワハラです！

- ・身体的な攻撃
暴行・傷害
- ・精神的な攻撃
脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
- ・人間関係からの切り離し
隔離・仲間外し・無視
- ・個の侵害
私的なことに過度に立ち入ること
など



STOP!
ハラスメント

！ これはセクハラです！

しつこくメールがきたり、
食事に誘われた

交際を断ったら
異動させられた

容姿や体型、
結婚の予定
を聞かれた

デュエットを
強要された

交際相手について
しつこく聞かれた

など
多数

